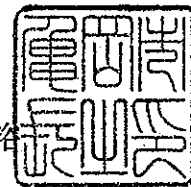


亀岡市公告第32号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により地域計画を定めたので、同第8項の規定により公告し、その当該地域計画を次により縦覧に供する。

令和7年3月31日

亀岡市長 桂川 孝裕



1 縦覧期間

令和7年3月31日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課